

## 「みなとまち新潟」市民団体等活動助成事業募集要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民団体等が行う、「みなとまち新潟」の振興又は新潟開港 150 周年記念事業のさらなる発展に寄与する活動に対して、経費を助成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 「みなとまち新潟」市民団体等活動助成（以下、「助成」という。）の対象者は、新潟県内に活動拠点（本店、支店など）を置く企業、団体とする。但し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係のある企業若しくは団体は除く。

### (対象要件)

第3条 助成対象となる事業（以下、「助成事業」という。）は、「みなとまち新潟」の振興又は新潟開港 150 周年記念事業のさらなる発展に寄与する活動である。ただし、公序良俗に反する又は他の公的団体等から助成等を受けて実施する事業は対象外とする。

### (助成内容)

第4条 新潟開港 150 周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、助成事業に対して 50 万円を上限に、対象経費の 1 / 2 を予算の範囲内で助成する。

### (助成対象範囲)

第5条 総事業費のうち、次の各号に掲げるものは、助成の対象から除外する。

- (1) 団体構成員の飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 団体構成員の人件費及び報酬
- (3) 日常的に使用する備品及び消耗品
- (4) 領収書がない等、使途が不明のもの
- (5) 別に定める対象期間外に実施される事業に対する経費（ただし、実行委員会が必要と認める経費は除外しない。）
- (6) その他、実行委員会が適当と認めないもの

### (助成の申請)

第6条 申請者は、自らが申請する事業につき、次に掲げる書面を提出し、別に定める募集期間に実行委員会に申請しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 法人・団体の定款又は規約

(要件審査)

第7条 実行委員会は全ての申請に対し、前条に基づき提出された書面の審査を行う。この審査で第2条又は第3条の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、第9条第2項の規定に従い、不採択として申請者に通知する。

(審査委員会の設置及び助成事業の審査)

第8条 実行委員会は、助成事業として申請された事業の企画内容を審査するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会は、新潟県、新潟市の職員、有識者等から計5名を選び構成する。
- 3 審査委員会は、申請に対し、第6条に定める書類に基づき、新潟港や新潟開港150周年記念事業との関連性、計画性、効果、助成の必要性、事業の新規性を総合的に審査する。
- 4 実行委員会は、審査委員と申請案件にかかる者に利害関係が認められる場合は、当該案件の審査から当該審査委員を除外しなければならない。
- 5 このほか、審査委員会に関して必要な事項は、実行委員会が定める。

(交付及び交付予定額の決定)

第9条 実行委員会は、前条の審査委員会の審査を尊重し、申請に対し、助成の採択及び交付予定額を決定したときは、助成金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

- 2 実行委員会は、前条の審査委員会の審査を尊重し、申請案件に対し、不採択の決定をしたときは助成金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(助成事業の変更等)

第10条 申請者が助成事業の内容、実施時期、又は経費の変更をする場合は、速やかに計画変更申請書(様式第5号)を実行委員会に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難になった場合は、申請者は速やかに実行委員会に報告してその指示を受けなければならない。
- 3 実行委員会は、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、交付決定に必要な条件を課することができる。

(助成事業の変更等の承認)

第11条 実行委員会は、前条第1項の申請があったときは当該申請に係る変更の内容を速やかに審査する。

- 2 実行委員会は前項の審査の結果、変更を承認することが適当であると認めたときは、申請者にその旨を変更等承認通知書(様式第6号)により通知する。
- 3 実行委員会は本条第1項の審査の結果、変更を承認することが不適当と認めたときは、申請者にその旨を変更等否認通知書(様式第6号)により通知する。

(事業報告書の提出)

第 12 条 申請者は、助成事業が完了したときは、速やかに、次の各号の書面等を提出し実績を報告しなければならない。

- (1) 事業報告書 (様式第 7 号)
- (2) 収支決算報告書 (様式第 8 号)
- (3) 領収書の写し
- (4) 記録写真、パンフレット、チラシなど
- (5) その他、実行委員会が必要と認める資料

(交付額の確定)

第 13 条 実行委員会は、前条の事業報告書の提出があった場合は、速やかに審査し、助成金の交付額の確定を行い、助成金交付額確定通知書 (様式第 9 号) により申請者に通知する。

(助成金の請求と支払い)

第 14 条 申請者は、前条の通知により確定した助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書 (様式第 10 号) を実行委員会に提出しなければならない。これを受けて実行委員会は速やかに助成金を支払う。

(助成金の取消し)

第 15 条 実行委員会は、以下に掲げる事由により、交付決定済の助成金の一部もしくは全部を取消すときは、速やかに、その旨を助成金交付決定取消通知書 (様式第 11 号) により当該申請者に通知する。

- (1) 申請者が第 2 条の要件を満たさないことが判明したとき
- (2) 申請者が虚偽又は不正の申請を行ったとき
- (3) 申請者が助成金を対象事業以外に使用したとき
- (4) 申請者が助成金交付に関し、前各号の他、この要綱の規定に違反したとき

(助成金の返還)

第 16 条 実行委員会は、第 14 条に規定の請求に基づき助成金を交付した後、前条の規定により助成金交付決定を取消したときは、申請者に、助成金返還命令書 (様式第 12 号) をもって、期限を定めて既に交付した助成金の返還を命ずる。

(研究内容の活用)

第 17 条 対象事業の活動内容を発表する場合、当助成金を受けている旨を明示すること。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、実行委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成 30 年 2 月 1 日より施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

(あて先)

新潟開港150周年記念事業  
実行委員会会長 篠田 昭

住所(所在地)  
所属(団体名)  
氏名(代表者名) 印  
電話番号  
E-mail

### 助成金交付申請書

「みなとまち新潟」市民団体等活動助成事業に、下記の活動について申請します。

事業の名称	
事業実施期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
助成金申請額	円(千円未満切り捨て)
添付書類	
(1) 事業計画書(様式第2号)	
(2) 収支予算書(様式第3号)	
(3) 定款又は規約	

(様式第2号)

平成 年 月 日

(あて先)

新潟開港150周年記念事業  
実行委員会会長 篠田 昭

住所(所在地)  
所属(団体名)  
氏名(代表者名)  
印  
電話番号  
E-mail

### 事業計画書

「みなとまち新潟」市民団体等活動助成金の交付を希望する事業は下記のとおりです。

事業の名称	
事業目的及び内容	
事業実施期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
助成金申請額	
振込先金融機関	

(様式第3号)

## 収支予算書

### 【収入の部】

科目	予算額	摘要
自己資金		
「みなとまち新潟」市民団体等活動助成金		
合計		

### 【支出の部】

科目	予算額	摘要
交通費		鉄道運賃、航空運賃、バス運賃など
宿泊費		
消耗品		プリンタインク、ファイル、用紙、封筒など
郵便料		切手代など
手数料、使用料		施設入館料、会場使用料など
借上料		レンタカー借上料など
合計		

※収入と支出の合計額は必ず一致させること

(様式第4号)

平成 年 月 日

様

新潟開港150周年記念事業  
実行委員会会長 篠田 昭

### 助成金交付・不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり交付・不交付することに決定したので通知します。

1. 助成対象事業名

2. 助成金交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

3. 交付の条件等

事業を行うにあたっては、次の事項に留意してください。

(1) 事業計画を変更し、または中止する場合は、あらかじめ実行委員会の承認を受けること。

① 事業費の総額の20%以上の変更

② 事業実施の基本に関わるような内容変更

(2) 助成金は、助成の目的以外に使用しないこと。

(3) 交付決定額は事業計画に基づく予定額であり、事業報告書に基づく助成金確定等に変更になることがある。

4. 個人情報の取扱い

当実行委員会が助成申請において得た個人情報は助成の可否の通知等本申請書に関する業務以外では使用いたしません。

助成交付決定者に関する情報は一般公開します。

5. 不交付理由

(様式第5号)

平成 年 月 日

(あて先)

新潟開港150周年記念事業  
実行委員会会長 篠田 昭

住所(所在地)

所属(団体名)

氏名(代表者名)

印

電話番号

E-mail

### 計画変更申請書

平成 年 月 日付け申請の市民団体等の助成事業について変更がありましたので、  
下記のとおり申請いたします。

活動の名称	
変更点	
事業計画	
助成金申請額	円(千円未満切り捨て)
変更の理由	

(様式第 6 号)

平成 年 月 日

様

新潟開港 150 周年記念事業  
実行委員会会長 篠田 昭

### 変更等承認・否認通知書

平成 年 月 日付で申請のあった変更について、下記のとおり承認・否認したので通知します。

#### 1. 承認内容

事業の名称	
変更点	
事業計画	
助成金申請額	円 (千円未満切り捨て)
変更の理由	

#### 2. 否認理由

(様式第7号)

平成 年 月 日

(あて先)

新潟開港150周年記念事業  
実行委員会会長 篠田 昭様

住所(所在地)

所属(団体名)

氏名(代表者名)

印

電話番号

E-mail

### 事業報告書

平成 年 月 日付け申請の市民団体等活動助成事業について事業が完了しましたので、下記のとおり報告いたします。

事業の名称	
事業内容	
成果品目録	

(様式第8号)

## 収支決算報告書

### 【収入の部】

科目	予算額	決算額	摘要
自己資金			
「みなとまち新潟」 市民団体等活動			
合計			

### 【支出の部】

科目	予算額	決算額	摘要
交通費			鉄道運賃、航空運賃、バス運賃など
宿泊費			
消耗品			プリンタインク、ファイル、用紙、封筒など
郵便料			切手代など
手数料、使用料			施設入館料、会場使用料など
借上料			レンタカー借上料など
合計			

※収入と支出の合計額は必ず一致させること

(様式第9号)

平成 年 月 日

様

新潟開港 150 周年記念事業  
実行委員会会長 篠田 昭

### 助成金交付額確定通知書

平成 年 月 日付けで交付決定した助成金について、平成 年 月 日付け事業報告書に基づき交付額が確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 助成対象事業名

\_\_\_\_\_

2. 助成金確定額

\_\_\_\_\_ 円

以上

(様式第 10 号)

平成 年 月 日

(あて先)

新潟開港150周年記念事業  
実行委員会会長 篠田 昭様

住所 (所在地)  
所属 (団体名)  
氏名 (代表者名) 印  
電話番号  
E-mail

### 助成金請求書

平成 年 月 日付で交付確定した助成金について、下記のとおり請求いたします。

1. 助成対象事業名 \_\_\_\_\_

2. 請求額とその内訳

請求額	円
交付確定額	円
振込先金融機関 (金融機関番号) (店番)	銀行 信金 支店 ( ) 信組 ( )
口座種別	普通 当座 その他 ( )
口座番号	
口座名義	

※記入又は該当項目を○囲み

(様式第 11 号)

平成 年 月 日

様

新潟開港 150 周年記念事業  
実行委員会会長 篠田 昭

### 助成金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付で交付決定した助成金について、以下のとおり交付決定の取消しをいたしましたので通知します。

#### 記

1. 助成対象事業名 \_\_\_\_\_
2. 助成金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
3. 助成金交付取消額 \_\_\_\_\_ 円
4. 取消し理由

以上

(様式第 12 号)

平成 年 月 日

様

新潟開港 150 周年記念事業  
実行委員会会長 篠田 昭

### 助成金返還命令書

平成 年 月 日付で確定し平成 年 月 日付で交付した助成金について、平成 年 月 日付で交付決定の取消しにより返還の必要性が生じたので、以下のとおり返還を命じます。

#### 記

1. 助成対象事業名 \_\_\_\_\_
2. 助成金返還額 \_\_\_\_\_ 円
3. 助成金既交付済額 \_\_\_\_\_ 円
4. 助成金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円  
(一部取消し後の確定額)

以上